鶴岡市立櫛引中学校いじめ防止基本方針

令和６年４月１日

はじめに

いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１条（目的）が示すように、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

「櫛引中学校いじめ防止基本方針」（以下「櫛引中基本方針」という。）は、法及び「山形県いじめ防止基本方針」（平成２６年４月策定、平成２９年１０月改定。以下「県基本方針」という。）、また「鶴岡市いじめ防止基本方針」（平成３１年２月改定。以下「市基本方針」という。）を受け、これまでの櫛引中基本方針を改定し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

Ⅰ．いじめの防止等のための対策の基本的な方向性

１．いじめの定義

いじめの定義は、法第２条において次のとおり規定され、櫛引中学校ではこれにのっとるものとする。

（定義）

第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

３　この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

４　この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

また、この条文について、国基本方針には、以下の通り説明がなされており、櫛引中学校において条文を解釈する場合も同様とする。

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

○いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただ

し、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第２２条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

○「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

○「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

○インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

○いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第２２条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

○具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

○「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

２．いじめの基本認識…いじめはいじめられた者の心の中にある「傷」である

・いじめは、目に見えにくいもの
・いじめは、人に相談しにくいもの
・いじめは、いつでもどこでも、だれにでも起こり得るもの

・いじめは、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種・多様
・いじめられる側とそれ以外の者の認識が違っていることがあるもの
・いじめは複雑化・深刻化すると人の命にかかわるもの
・いじめ問題は、学校、家庭、地域社会などすべての関係者が一体となって取り組むべきもの

３．学校及び教職員の役割・基本姿勢

いじめは、どの学校、どの学級、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、

・**「未然防止」「早期発見」「早期対応」「早期解決」**を大原則とする。
・「いじめ」の訴えには「いじめがあった」という前提で早期対応
・生徒の訴えや保護者の相談に、真摯に耳を傾け、誠実さとスピードをもって対応する。
・いじめを絶対許さない、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめられた側への気持ちの寄り添いを基本とする。
・管理職のリーダーシップのもと、**学校全体、組織で対応**する。

４．いじめ問題等への組織的対応

⑴いじめ防止対策推進委員会

構成員：校長　教頭　教務主任　学年主任　指導部長　養護教諭
（必要に応じて関係担任、教育相談員）

①学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画作成の中核となる。
②いじめの相談・通報窓口となる。
③いじめの疑いや問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
④いじめを察知した場合、関係生徒から事実関係を聴取する。
⑤指導や支援の体制・対応方針を決定する。
⑥保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
⑦いじめ防止等の取り組みについて、ＰＤＣＡサイクルで検証する。

⑵いじめ問題対応委員会（重大事態発生時の対応組織）

教育委員会と協議の上、⑴の組織に加え、鶴岡市いじめ問題対応委員会より必要な人員の派遣を受け設置する。

⑶関係機関との連携

①教育委員会との連携
・学校や保護者からの相談受付と対応
・関係機関との連絡・調整
②警察・児童相談所・医療機関・県教育センター・庄内教育事務所等との連携
③学校相互、櫛引中学区内小中学校との連携

Ⅱ．いじめの防止等のための対策の内容

１．いじめの未然防止の取り組み

⑴生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め、共に成長していく学級づくりを進める。

・学校生活アンケート、いじめ・体罰アンケート、ＱＵテスト、生活ノート等を通して個々の生徒に目を向け、生徒の変化やＳＯＳの的確な把握に努め、学級経営を見直し、よりよい学級づくりを図る。

・欠席、早退生徒、及びその保護者にていねいに対応していく。

⑵よくわかる授業を展開し、個々に自己肯定感と充実感を味わわせる。

⑶教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

⑷生徒に関する情報交換をこまめに行い、報告・連絡・相談・記録の徹底を図る生徒指導体制を構築する。

⑸集会等でいじめ未然防止の講話を行い、いじめを見過ごさない、生み出さない意識の啓発を図る。

⑹いじめ防止等に資する生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進するようはらたきかけていく。

・生徒会の伝統「挨拶・清掃・姿勢」の継承と発展

・田川地区リーダー研をうけての「いじめ０宣言」の採択

⑺学校からの積極的な情報発信に努める。（学校だより、学年・学級だより等）

⑻ＰＴＡと連携し、ネットトラブルを防ぐための情報モラル教育の充実を図る。

⑼隔週で教育相談委員会を開き、スクールカウンセラーの助言を得ながら情報共有を図る。

⑽いじめに関する校内研修を行い、早期発見と対応等についての資質向上を図る。

２．早期発見の取り組み

⑴全職員の危機意識の向上を図り、情報ネットワークを強化する

・**「いじめをさせない・見逃さない・許さない」**という基本方針の共通理解を図り、いじめの芽、いじめを察知、発見できるよう職員の意識を高める。

・日常のささいな変化や気になる行為に関して、担任等が一人で抱え込むことなく、情報を共有し、組織で支援、対応、見守っていく体制を整える。

（学年会、打合せ、生徒指導主事による情報の集約・報告・共有化）

⑵学校・家庭・地域の情報ネットワークを構築する。

・必要に応じいじめに関する情報を提供することで、複数の大人による見守りの実施

・保護者を対象としたいじめアンケートの実施

・情報交換や意見交流の場を設けるなどの連携の強化

⑶生徒、保護者が相談しやすい環境づくり

・年間を通した計画的ないじめアンケート(生徒・保護者)の実施（６月、１１月）

・学校生活アンケート、いじめ・体罰アンケート、教育相談の定期的な実施、生活記録、ＱＵテストの活用等を通し、生徒の心の状況把握に努め、生徒の小さなサインを見逃さない。

・相談窓口の設置と周知

・教育相談員等の活用（授業観察を通した声かけ、個別面談等）

・学校評価アンケートの実施と結果の公表

⑷いじめ発見チェックリストの活用と個別相談の実施

３．いじめ発生の場合の適切な対応

⑴いじめ発見後、早期に対応するために

※「確かな初動対応が決め手」であると認識し、指導にあたる

※自分だけで解決できると過信しない（抱え込まない）対応

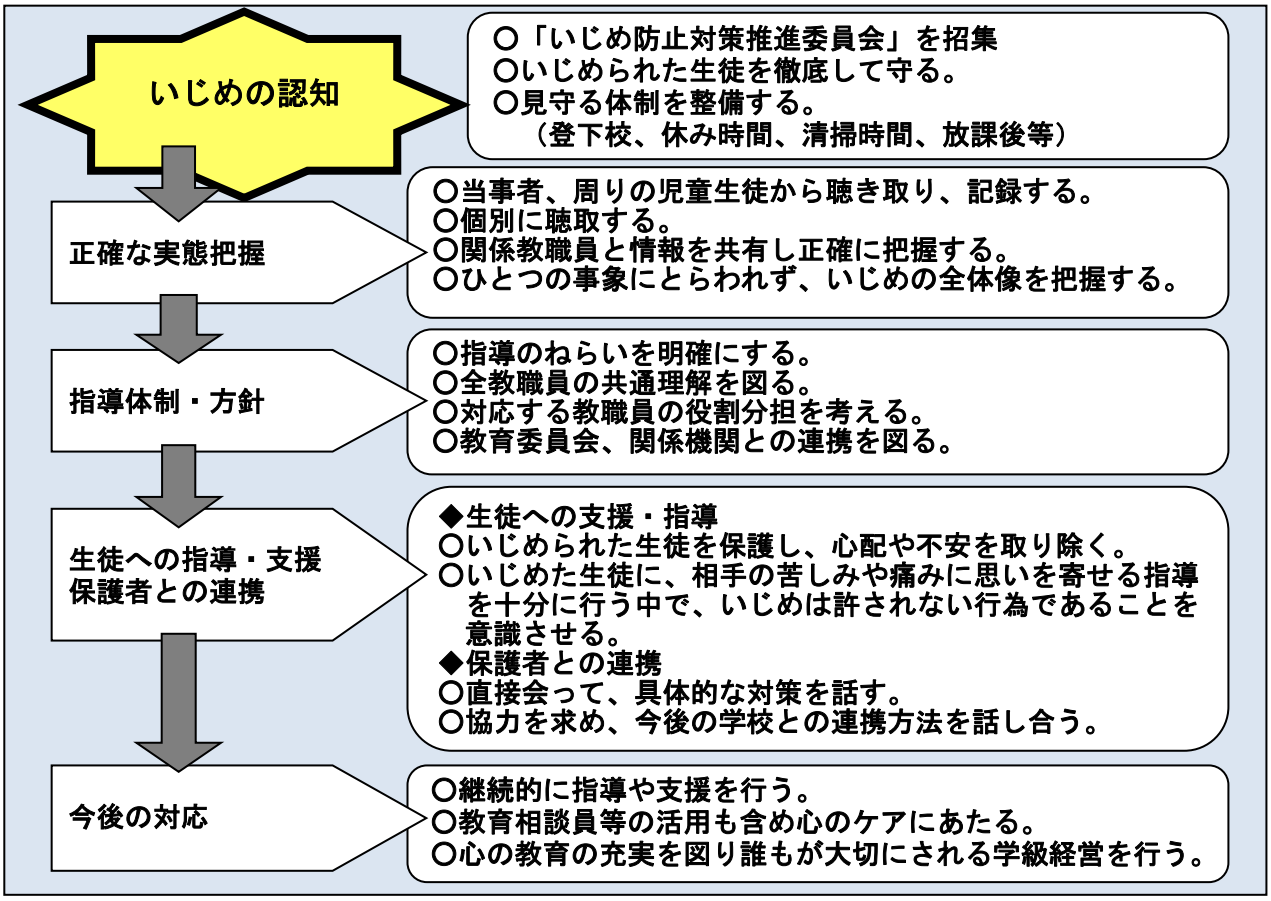

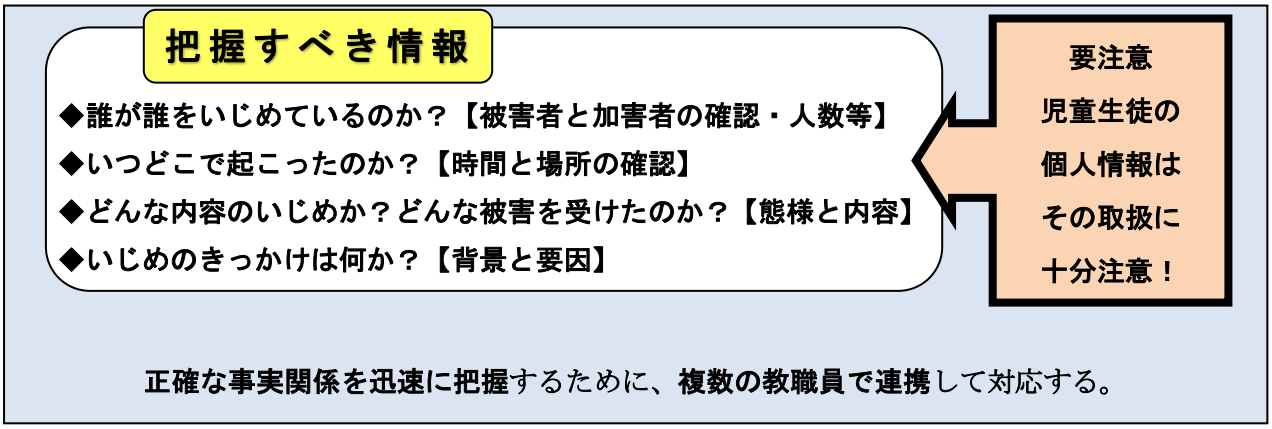

⑵被害生徒・保護者に対して

・最も信頼関係にある教職員が対応

・「最後まで絶対守る」という被害者や保護者への意思表示

・被害者の意向を汲み、安心して学校生活を送るための具体的なプラン提案

・心のケアや登下校・休み時間等の見守りの継続

・解決後、保護者に経過等を定期的に報告

⑶加害生徒・保護者に対して

・行為に対し、正面から向き合わせ、いじめはいかなる理由があっても許されないことだと理を尽くし冷静に説諭する

・被害者と認識の違いがあることをふまえ対応

・加害者の心にも別要因でストレス負荷がかかっているケースが多いため、その点については共感的に理解し、ストレスを軽減する

・保護者に事実を伝え、協力関係を構築する

・相手の心の痛みを理解させ、今後の行動改善を考えさせる

・解決後も定期的に保護者に経過を報告する

⑷いじめが起きた集団に対して

・いじめは、周りの者の態度によって助長されたり抑制されたりすることに気づかせる指導

・全教育活動を通して、思いやりの心や正義感を育成する

⑸ＰＴＡや保護者・地域との連携

・必要に応じていじめについて情報等を提供し、家庭や地域での様子を継続して見守ってもらえるよう連携を強化する

・情報交流・意見交流の場を設け、一層の連携強化を図る

４．ネット上のいじめへの対応について

ネットいじめの未然防止、早期発見・早期対応のために

・情報モラルの指導の徹底と教員の指導力の向上を図る。

・生徒の利用状況の把握と、家庭・地域への情報提供、その危険性の啓発活動

・地域、ＰＴＡとの連携の強化

研修会や懇談会の実施　家庭におけるルールづくり　相談窓口の周知

必要に応じてネットパトロールの協力依頼

・不適切な書き込み、掲載の発見、相談があった場合

➡ 管理者やプロバイダに対し速やかに削除を求める

必要に応じ、法務局、警察等と連携していく

Ⅲ．重大事態への対処

１．重大事態と定義

⑴いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

○生徒が自殺を図った場合　　○身体に重大な障害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合　○精神性の疾患を発症した場合　等

⑵いじめにより当該生徒が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」と認められる場合

※「相当の期間」については年間３０日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこの限りではない。

⑶生徒や保護者から「いじめ」の申し立てがあった場合

※生徒や保護者からの申立てがあった時は、十分な聞き取り・調査を行ったうえで重大事態の発生として判断する。

２．対処について

・「いじめ防止対策推進委員会」が調査組織の母体となる。

・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は、特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。（「いじめ問題対応委員会」を組織）

事実関係を明確にするための調査を実施

・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

・事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

・関係諸機関との連携を図る。

いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

・関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

・調査にあたって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

調査結果を教育委員会に報告

・いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

・調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取り組みを検討し、実施する。

・再発防止に向けた取り組みの検証を行う。

Ⅳ．いじめ防止にかかる年間計画

		情報収集 共通理解	集団づくり 意識の啓発	未然防止 早期発見の取り組み	保護者・地域との 連携
四 月	P	生徒理解研修 いじめ防止基本方針・ 目標の確認	学級・学年開き ３年修学旅行（Ｒ６）		ＰＴＡ総会・学年懇談会でのいじめ防止基本方針の説明 ＨＰへの記載
五 月	D	特別支援教育研修会 （個別支援計画・指導計画の作成）	１年：校外学習 ２年：職場体験学習 全校：生徒総会 全校：校内駅伝大会	生活アンケートの実施 定期教育相談 ＱＵテスト	小中連絡会
六 月	C	特別支援教育 校内委員会		県いじめアンケートの実施（生徒・保護者）	部活動懇親会 学年懇親会

七月	A	いじめアンケートの集約と報告 就学支援委員会 **いじめ防止推進委員会**	１年：食育講話 ２年：喫煙・薬物乱用防止講話 ３年：健康講話	学習・生活アンケートの実施 いじめ発見チェックリスト（教職員）	地域懇談会 保護者面談
八月		特別支援教育研修		生活アンケート（生徒）	
九月	D		全校：運動会		
十月			全校：文化祭 （合唱コンクール）	いじめ発見チェックリスト（教職員）	学校保健委員会
十一月	C		先輩の話を聞く会	生活アンケートの実施 定期教育相談 県いじめアンケートの実施（生徒・保護者） ネット利用状況調査	
十二月		学校評価アンケート（生徒・保護者・教職員） **いじめ防止推進委員会** いじめアンケート集約			保護者面談
一月	A	学校評価アンケートの検証	全校：生徒総会 １年間の振り返り	生活アンケート(生徒)	
二月				いじめ発見チェックリスト（教職員）	民生委員・主任児童委員との懇談会 ＰＴＡ評議員会
三月	P	**いじめ防止推進委員会** 今年度の総括と 来年度の方針を検討	新学年の学級編成		小中連絡会
通年		打ち合わせ・学年会等での情報交換 生徒情報の集約・発信	集会における校長講話 道徳教育の充実 部活動の充実 生徒会：挨拶運動・ボランティア活動の推進	教育相談員による巡視と来室相談の実施 生活ノート 班長会	

Ⅴ．学校における点検・評価

１．学校評価

櫛引中基本方針に基づく取組の状況を、評価項目に位置づけることとする。また、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえ必要に応じて見直しを図っていくＰＤＣＡサイクルの確立を進める。

２．教員評価

いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等をしているかどうかを評価する。また、各学級の実態に基づく評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいるかどうかを評価する。

Ⅵ．いじめ防止基本方針の見直し

櫛引中基本方針は、県基本方針及び基本方針の見直しに従って見直しを図っていくが、３年の経過を目処として、国及び県基本方針、市基本方針の施行状況や変更等を勘案し、櫛引中基本方針の総点検を行い、必要があると認められた時は、その結果に基づいて措置を講じる。